

○平成17年度の道路行政の業績計画の事例

【参考】

■大型貨物車の通行に対応したアクセス道路を整備【拠点的な空港・港湾への道路アクセス率】

外貿コンテナを取り扱う拠点的な港湾（35箇所）のうち3割以上は、そのアクセス道路について重さ指定と高さ指定のいずれかが未指定であり、フル積載の国際標準コンテナ車両が走行可能なネットワークを明示できていませんでした。

大型車対応の道路ネットワークの拡大の必要性については、学識経験者等からなる物流政策懇談会でも指摘されたところもあり、拠点的な港湾とICとのアクセス道路の大型化対応を推進する等、国際標準コンテナ車両（総重量44t、車高4.1m）が、国際物流戦略の観点から重要な港湾等と大規模物流拠点とを積み替えなくドア・トゥ・ドアで走行できる道路ネットワークの構築を図ります。

注) 重さ指定道路：橋梁の補強等により、車両の大型化（国際標準コンテナ車両）に対応し、道路管理者が指定した道路。

高さ指定道路：車両の大型化（国際標準コンテナ車両）に対応するため、車両の高さの最高限度を4.1mとし、道路管理者が指定した道路。

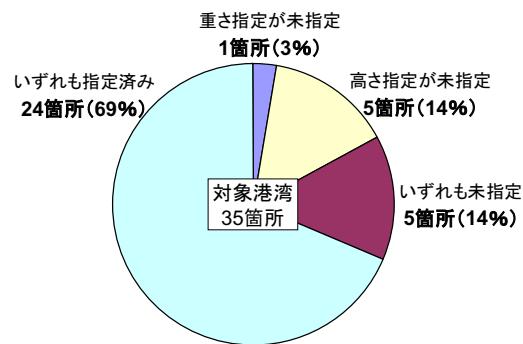


図15 拠点的港湾へのアクセス道路における重さ・高さ指定状況

■双方向コミュニケーション活動の展開【道路利用者満足度】

①受付体制の強化（頂いた意見等への回答体制の強化や道路緊急ダイヤル※の導入）、②国民へのフィードバック（「よくある質問と回答」の充実、道の相談室レポートの発行）、③意見の道路行政への反映といったことに取り組んでいきます。

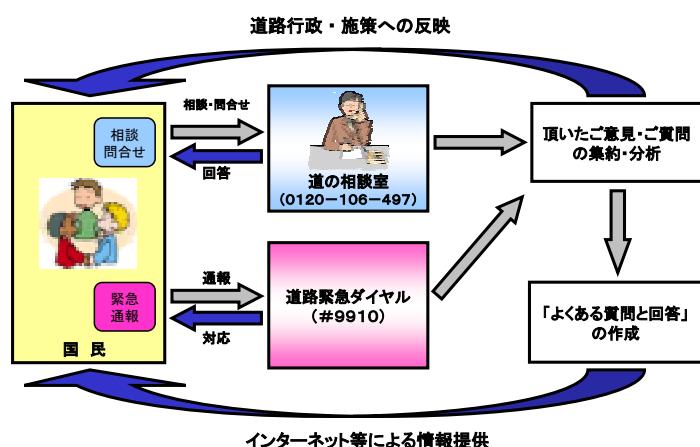


図16 道の相談室の充実

※道路緊急ダイヤル：

道路利用者からの緊急通報（故障車や落下物、路面の汚れ・穴ぼこなどの通報）を4桁番号（#9910）で一元的に受け付けるもので、平成17年3月から九州地方で先行導入しており、平成17年秋を目処に全国展開を行う